令和　7年（ケ）第　　１１６号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年　３月１３日
札幌地方裁判所民事第４部
裁判所書記官　横　山　和　弘

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年　４月　３日から 令和　８年　４月１３日まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年　４月１６日　午前１０時００分 札幌地方裁判所別館４階開札場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　８年　４月２２日　午前　９時２０分 札幌地方裁判所民事第４部
特別売却実施期間	令和　８年　４月２０日から 令和　８年　４月２４日まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年３月１３日から当庁記録閲覧室に備え置きます。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	7,730,000 6,184,000	一括	1,546,000	35,576	9,737
1	1,160,000				
2	1,030,000				
3	5,540,000				
備考					

令和　７年（ケ）第　　１１６号

物　件　目　録

１　所　　在　　江別市対雁

　　地　　番　　１１５番８５

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１６６．５０平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１０分の２
　　共有者　Ｂ　持分１０分の８

２　所　　在　　江別市対雁

　　地　　番　　１１５番１５４

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１４７．７５平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１０分の２
　　共有者　Ｂ　持分１０分の８

３　所　　在　　江別市対雁　１１５番地８５、１１５番地１５４

　　家屋　番号　　１１５番８５

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき２階建

　　床　面　積　　１階　　６９．５６平方メートル
　　２階　　３９．７４平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１０分の２
　　共有者　Ｂ　持分１０分の８

注　意　書

1　本件の入札には、令和２年４月１日に施行された改正民事執行法第６５条の２により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようにご注意ください。

（無効になる入札例）

●陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。

●生年月日の記載がない。

●「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」（※）の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

（※）「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例１）Ｂは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずＡ（あなた）に資金を提供し、Ａが入札した。

→Ｂは「自己の～とする者」に該当する。

例２）Ａは物件を取得したいと考えて、金融機関Ｃから融資を受け、Ａが入札した。

→Ｃは「自己の～とする者」に該当しない。

2　売却決定期日は、同法６８条の４により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、２週間程度延期する場合があります。

3　入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室（☎011-281-3535）に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報（通称BIT）サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第４部不動産競売係

令和　7年（ケ）第　　116号

物　件　明　細　書

令和　8年　1月30日
札幌地方裁判所民事第4部
裁判所書記官　横　山　和　弘

1　不動産の表示
【物件番号1～3】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1～3】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号3】
本件共有者Bが占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《　注　　意　　書　》

1　本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。

3　買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、ＢＩＴシステムのお知らせメニューにも登載されています。

令和　７年（ケ）第　　１１６号

物　件　目　録

１　所　　在　　江別市対雁

　　地　　番　　１１５番８５

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１６６．５０平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１０分の２
　　共有者　Ｂ　持分１０分の８

２　所　　在　　江別市対雁

　　地　　番　　１１５番１５４

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１４７．７５平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１０分の２
　　共有者　Ｂ　持分１０分の８

３　所　　在　　江別市対雁　１１５番地８５、１１５番地１５４

　　家屋　番号　　１１５番８５

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき２階建

　　床　面　積　　１階　　６９．５６平方メートル
　　２階　　３９．７４平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１０分の２
　　共有者　Ｂ　持分１０分の８

令和　７年(ケ)第　１１６号
令和　７年１０月３０日受理
令和　７年１２月１２日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所
執行官　卯　城　賢　志

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　７年（ケ）第　　１１６号

物　件　目　録

１　所　　在　　江別市対雁

　　地　　番　　１１５番８５

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１６６．５０平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１０分の２
　　共有者　Ｂ　持分１０分の８

２　所　　在　　江別市対雁

　　地　　番　　１１５番１５４

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１４７．７５平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１０分の２
　　共有者　Ｂ　持分１０分の８

３　所　　在　　江別市対雁　１１５番地８５、１１５番地１５４

　　家屋　番号　　１１５番８５

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき２階建

　　床　面　積　　１階　　６９．５６平方メートル
　　２階　　３９．７４平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１０分の２
　　共有者　Ｂ　持分１０分の８

（土地・建物用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件１、２
現況地目	■宅地（物件１、２　）　□公衆用道路（物件　　）□　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者（共有者全員）　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件３
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主である建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者（B）　□その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　支部　平成　年（　）第　号 保管開始日　平成　年　月　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■土地関係（物件１、２）

1　本土地の境界標等は、４か所確認できた。簡易計測及び周囲の概況等から、おおむね公図どおりと推測されるものの、本土地の範囲等の確定には専門家による測量を要する（土地建物位置関係図参照）。

2　本土地は、いわゆる旗竿地の形状であり、物件３の敷地として利用されている。

3　本土地は、南西側で舗装市道（幅員１２メートル）に接している（土地建物位置関係図及び写真⑧参照）。

4　本土地は、前面道路を含む各隣地とは、おおむね等高に接面する（写真①⑧参照）。

5　本土地の一部は、アスファルト舗装が施工されている（土地建物位置関係図及び写真①参照）。

6　隣地との境界線付近に、コンクリートブロック塀が設置されている（土地建物位置関係図及び写真①⑧参照）。

7　物件１の南側付近に、車両が１台放置されている（写真①参照）。

■建物関係（物件３）

1　本建物内部は、室内で小型犬１匹と中型犬１匹を飼育しており、洋室１などにこれらの排泄物が未処理の状況などはあったものの、リフォーム後比較的新しい物件であることから、目視の範囲では、次の事項を除き、特に目立った損傷等は確認できなかった。

なお、次の事項の詳細については、構造的な問題も懸念されるため専門家による調査を要する。

⑴　玄関扉の開閉に難があるほか、風除室全体に歪みが見られた。

⑵　台所付近の内壁（垂れ壁）部分に亀裂が存在した（建物間取図及び写真⑦参照）。

2　本建物外部は、壁に設置された排気管が損傷している以外は、特に目立った損傷等は見られなかった。

以上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■B （共有者）	1　本建物には、現在一人で住んでいます。 2　本物件は、リフォーム済みの物件であり、これを購入しました。 3　Ａとの間では、現在話し合い中ですが、これまで本物件の利用に関し特に取り決めはありません。 4　住んでいて不具合を感じる箇所としては、玄関の建て付けが悪くドアの隙間ができていること、風除室全体が歪んでいること、台所の上部の壁に亀裂等があることなどがあります。知り合いの業者に聞いたところ、修理には多額の費用を要すると言われました。 5　室内で、犬を２匹を飼っていますので、洋室１の床などに汚れがあります。 6　市道から本建物に至るために隣地（１１５番８６）は利用していません。所有する物件２の通路部分のみ利用しています。 7　アスファルト舗装部分にロードヒーティングはしていません。 8　物件１の南側にある車両は放置車両です。これについては警察に相談中です。
■C （共有者Ａ代理人弁護士）	1　Ａは現在本建物には住んでいません。 2　本物件の利用については、Ｂとの間で特に取り決めはありません。 以上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年10月31日（金） 12：00－12：20	物件所在地	不在、物件確認、外部概況調査、写真撮影、事務連絡投函
7年10月31日（金） ：　－　：	当庁(インターネット)	登記記録閲覧（目的外建物の登記の有無及び附属建物の登記の有無)、隣地（１１５－８６）の登記記録取得
7年10月31日（金） ：　－　：	当庁（郵便）	Ａあて事務連絡送付
7年11月4日（火） 18：10－18：25	携帯電話	Ｂから聴取
7年11月5日（水） 9：40－9：50	当庁（電話）	Ａ代理人弁護士Ｃから聴取
7年11月26日（水） 8：15－9：00	物件所在地	立入調査、評価人同行、写真撮影、Ｂ立会、Ｂと面談
年　月　日（　） ：　－　：		

（特記事項）

□　令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□　令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていたので，立会人　　を立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
休日・夜間執行許可の提示をした。

□

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

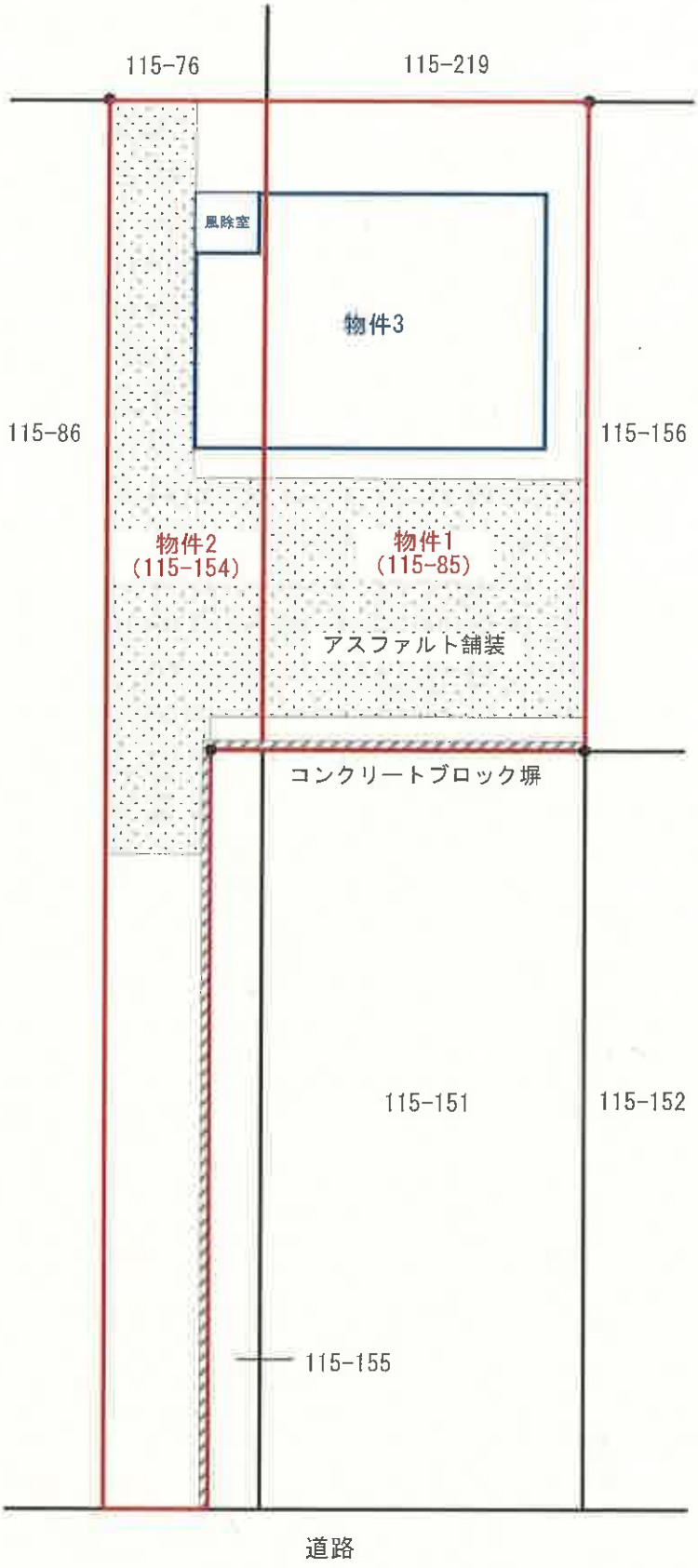

● 境界標

間取図

N

1階

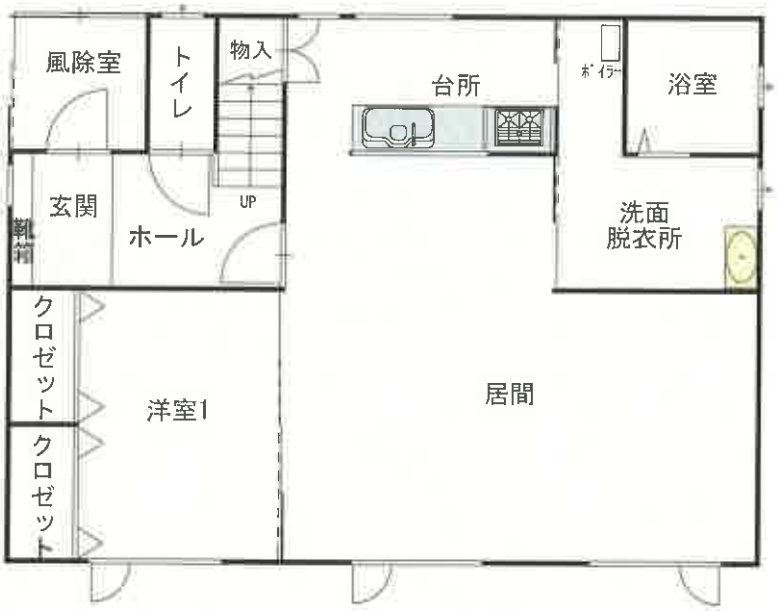
風除室
トイレ
物入
台所
ボイラー
浴室
玄関
ホール
UP
靴箱
洗面
脱衣所
クロゼット
クロゼット
洋室1
居間

2階

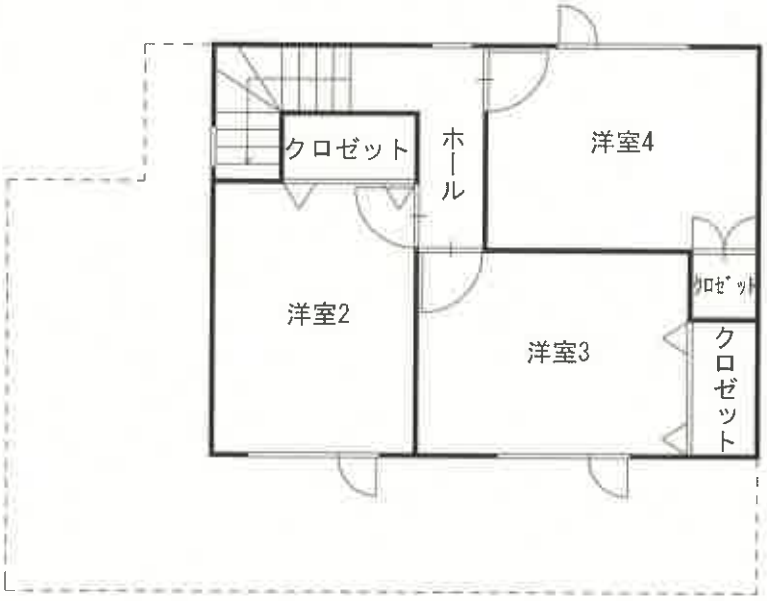
クロゼット
ホール
洋室4
洋室2
洋室3
クロゼット
クロゼット

①本物件の外観

②居間

③台所

④浴室

⑤洋室1

⑥洋室3

⑦台所付近の内壁の状況

⑧物件2の通路部分等の状況

令和7年（ケ）第　116号
令和7年11月26日現地調査
令和7年12月11日評　　価

札幌地方裁判所　御中

評　　価　　書

評価人　不動産鑑定士
宮　達　隆　行

第1 評価額

一　括　価　格	
金 7,730,000 円	
内　訳　価　格	
物件1(土地)	金 1,160,000 円
物件2(土地)	金 1,030,000 円
物件3(建物)	金 5,540,000 円

1　一括価格は、物件1、2、3の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。

2　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

3　物件1、2の内訳価格は、物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。

2　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3　目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登　記	現　況
1	所　　在 地　　番 地　　目 地　　積	江別市対雁 115番85 宅地 166.50㎡	同左
2	所　　在 地　　番 地　　目 地　　積	江別市対雁 115番154 宅地 147.75㎡	同左
3	所　　在 家屋番号 種　　類 構　　造 床 面 積	江別市対雁　115番地85、115番地154 115番85 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階　69.56㎡ 2階　39.74㎡	同左

番号	特記事項
	特になし

第4　目的物件の位置・環境等

1　土地の概況及び利用状況等　　(物件1・2)

位置・交通	JR函館本線「江別」駅の北西方・道路距離約3.3km、 最寄バス停「元江別」停の北東方・道路距離約280m (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	戸建住宅が多く建ち並ぶ住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第二種中高層住居専用地域 60　% 200　% 無 居住誘導区域
画地条件	南西側間口約3m、奥行約40mの不整形(旗竿地)の中間画地である。面積は公簿面積とほぼ同じ。道路面及び隣接地とは概ね等高、画地内はほぼ平坦である。	
接面道路の状況	受命物件の土地は南西側が幅員12mの舗装市道に接面している。 (建築基準法第42条第1項1号道路)	
土地の利用状況等	本件建物の敷地として利用されている。旗竿地であり、建物は土地の北東側に寄せて建てられ、残余は駐車場及び南西側市道に通じる通路となっている。 (別添土地建物位置関係図参照) 目的外建物：無	
供給処理施設	上水道：有 ガス配管：無 下水道：有	
特記事項	4か所の境界標が確認された。正確には専門家の測量を要する。 受命土地の内の建物玄関前及び駐車場部分が舗装されている。通路部分は大部分が未舗装の状態である。 隣地との境界線付近に、コンクリートブロック塀が設置されている。～別添土地建物位置関係図参照 受命物件の土地については、評価人において行う通常の調査の範囲内においては地下埋蔵物、土壌汚染等の存否は不明であるが、直ちに価格に大きな影響を与える状況ではないと判断し、価格形成要因から除外して評価を行う。存否の確認には専門家による調査を要する。 対象地については周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。(北海道教育委員会埋蔵文化財包蔵地情報提供サービスにより確認。)	

2　建物の概況及び利用状況（物件3）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和51年8月5日新築 増築年月日（登記記載）：令和3年4月30日増築 経過年数：約 49 年 経済的残存耐用年数：約 16 年
仕　　様	構　造：木造 屋　根：合金メッキ鋼板葺 外　壁：サイディング 内　壁：ビニールクロスほか 天　井：ビニールクロスほか 床　：フローリングほか 設　備：電気、給排水設備、暖房設備ほか その他：　－
床面積（現況）	延床面積は概測約　109.30㎡　　増改築：有
現況用途等	現況用途：第3項目的物件欄記載のとおり 間　取：4LDK （別添建物間取図参照）
品　　等	普通
保守管理の状態	室内の管理状態はやや劣る。
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	新築後約49年経過した木造建物であるが、令和3年に増築及びリフォームされた模様である。リフォーム後は4年程度の経過であり内外装には外見上大きな損耗は見られないが、玄関扉の開閉が悪い点、風除室全体の歪み、台所の内壁（垂れ壁）の亀裂など、建物の構造的な問題が懸念される現象が見受けられる。経年相応の損耗のほか、ペット管理上の汚損等が見受けられる。 室内に小型犬1匹、中型犬1匹が飼育されている。 当該建物は建築確認申請がなされ、工事完了検査済である。

第5　評価額算出の過程

1　基礎となる価格

(1)建付地価格(物件1・2)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。(コンクリートブロック塀、アスファルト舗装を含む)

番号	標準画地価格 (円／㎡) ア	個別 格差 イ	地　積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ＝オ
1	33,000	0.70	166.50	0.90	3,462,000
2			147.75		3,072,000
計					6,534,000

ア　標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地・基準地等との規準・比準価格(類似地域所在の取引事例価格)等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。
イ　個別格差：旗竿地 -30
ウ　地　積：登記数量による。
エ　建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2)建物価格(物件3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円／㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ＝エ
3	180,000	109.30	0.37	7,279,000

ウ　現価率：定額法と観察減価法を併用し、建物の状況をも勘案して現価率を査定した。

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	3,462,000	0.40	法定地上権	1,385,000
2	3,072,000	0.40	法定地上権	1,229,000
敷地利用権価格(合計)				2,614,000

イ　土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ、1(2)エ) ア	土地利用権等価格の控除及び加算 (円)　(2①ウ) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	その他の控除減価(敷金等) カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ−カ
1	3,462,000	−1,385,000		0.70	0.80	−	1,160,000
2	3,072,000	−1,229,000				−	1,030,000
3	7,279,000	＋2,614,000	−			−	5,540,000
一括価格(合計)							7,730,000

ウ　占有減価修正：必要なし。
エ　市場性修正：江別市の不動産市況と所在地域の実情を考慮し、受命物件の個別性等(構造的な懸念、管理不良など)をも勘案のうえ、建物及びその敷地としての市場性を検討した。
オ　競売市場修正：第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量した。
カ　その他の控除減価(敷金等)：なし。

第6 参考価格資料

1　公示地価格(江別－4)

所　　在：江別市元江別820番22
価　　格：　33,000 円／㎡
位　　置：JR高砂駅 2.9km
価格時点：令和7年7月1日
地　　積：　175 ㎡
供給処理施設：水道・ガス・下水
接面街路：南東側8m市道
用途指定等：第一種低層住居専用地域(建ぺい率40%、容積率60%)
地域の概要：小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2　固定資産税評価額(令和7年度)

物件1	2,319,511 円
物件2	2,058,305 円
物件3	1,836,365 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料

1	受命物件の位置図	1 葉
2	公図・地積測量図写し	3 葉
3	建物図面・各階平面図写し	1 葉
4	土地建物位置関係図	1 葉
5	建物間取図	1 葉

以　上

北海道江別市対雁115-85付近

500m

Copyright(C)2025 ZENRIN CO., LTD.（Z25AB第615号）

禁無断複写複製
株式会社北海道アプレイザーズ・ファーム
Z1503700-20251117182013

準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられる図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

※本図面は法務局備付図面を抜粋したものである。

地番区域

登記年月日：昭和50年8月26日

これは図面に記載されている事項を証明した書面である。
札幌法務局江別出張所管轄
令和7年9月29日　札幌法務局

登記官

[redacted]

[redacted]

609807

地番	115-85　115-156
土地の所在	江別市対雁

地積測量図

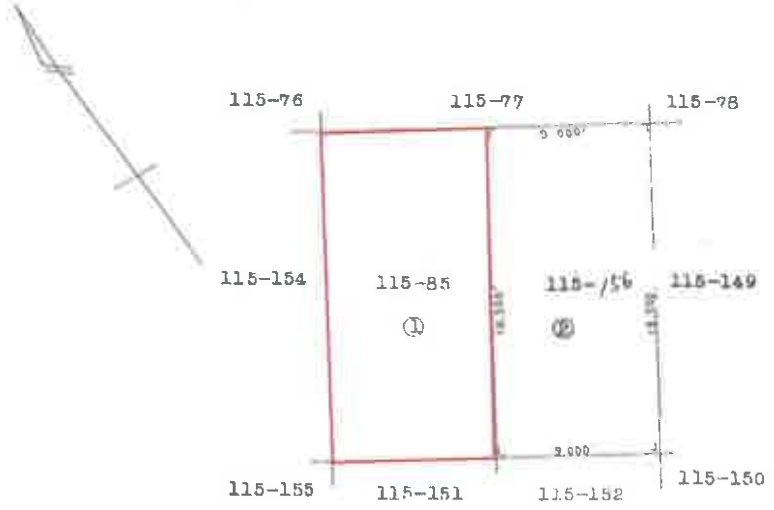

面積計算式

115-85　登記簿面積　333.00 ..... 333.0000

115-85　①　333.0000　－　166.5000　＝　166.5000

115-156　②　18.500　×　9.000　＝　166.5000

昭和50年8月19日	作製年月日
作製者	[redacted]
申請人	[redacted]

札幌法務局江別出張所 50.8.26 受付 処理

縮尺	1/300

地図整理番号：M25316

※本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：昭和50年8月2日

609808

地番	115－86 ～153 ～155
土地の所在	江別市対雁

地積測量図

昭和 50年 7月 26日	作製年月日
作製者	[redacted]
申請人	[redacted]

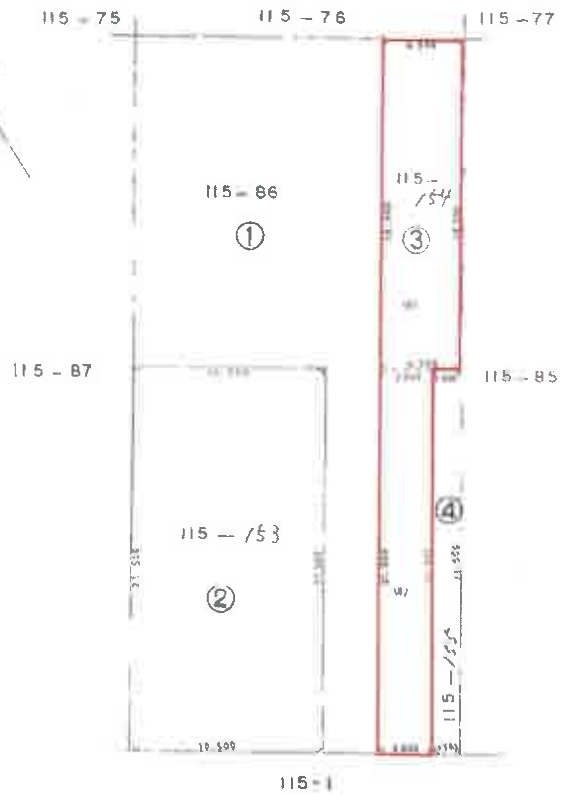

面積計算式

115－86　登記簿面積　720 00……720 0000

115－86　①　720.0000－(225.7500＋147.7500＋32.2500)＝314.2500

115－153　②　21.500×10.500＝225.7500

115－154　③　(イ) 18.500×4.500＝83.2500
(ロ) 21.500×3.000＝64.5000
147.7500

115－155　④　21.500×1.500＝32.2500

札幌法務局江別出張所
50.8.2
収入印

縮尺	1/300

これは登記簿に記録されている内容を証明した書面である。
「札幌法務局江別出張所管轄」
令和2年9月29日　札幌法務局

[redacted]

[redacted]

登記官

地図整理番号：M25318

※本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：令和3年6月7日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年9月29日　札幌法務局
（札幌法務局江別出張所管轄）
札幌法務局
登記官
[redacted]

各階平面図

家屋番号	115番85
建物の所在	江別市刈屋　115番地85、115番地154

建物図面

1階

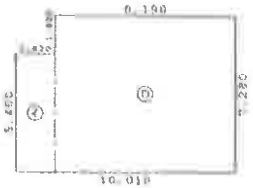

求積表

㋐	1.820 × 5.460	=	9.937200
㋑	8.190 × 7.280	=	59.623200
計			69.560400

床面積　69.56 ㎡

2階

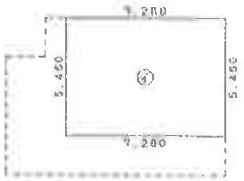

求積表

㋒	7.280 × 5.460	=	39.748800

床面積　39.74 ㎡

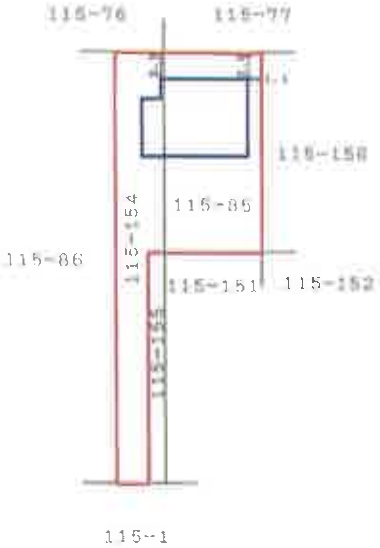

作成者	[redacted]	縮尺	1／250

申請人	[redacted]	縮尺	1／500

地図整理番号：M25319

※本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

土地建物位置関係図

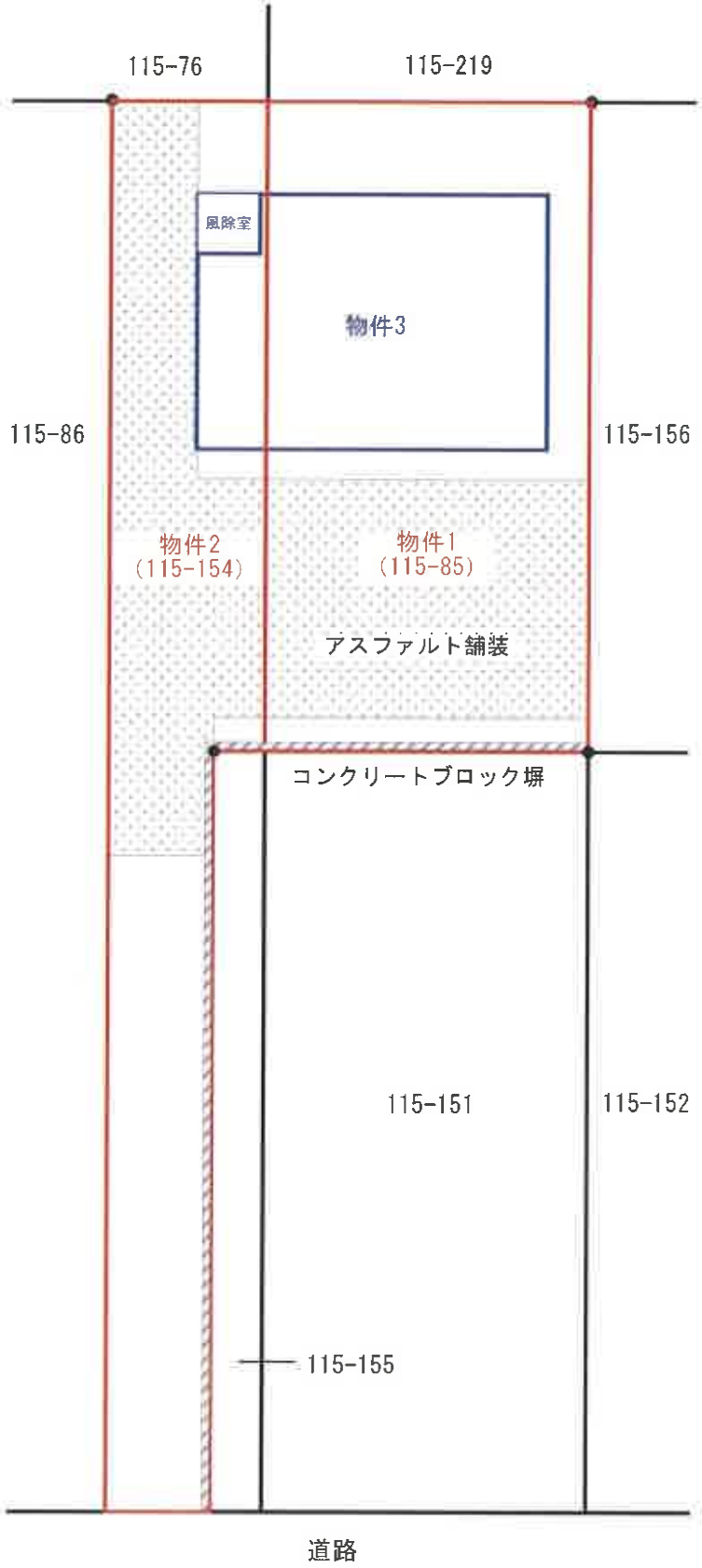

● 境界標

間取図

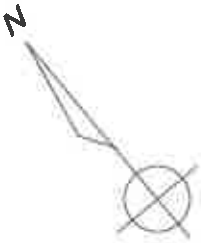
N

1階

風除室
トイレ
物入
台所
ボイラー
浴室
玄関
UP
ホール
靴箱
洗面
脱衣所
クロゼット
洋室1
居間
クロゼット

2階

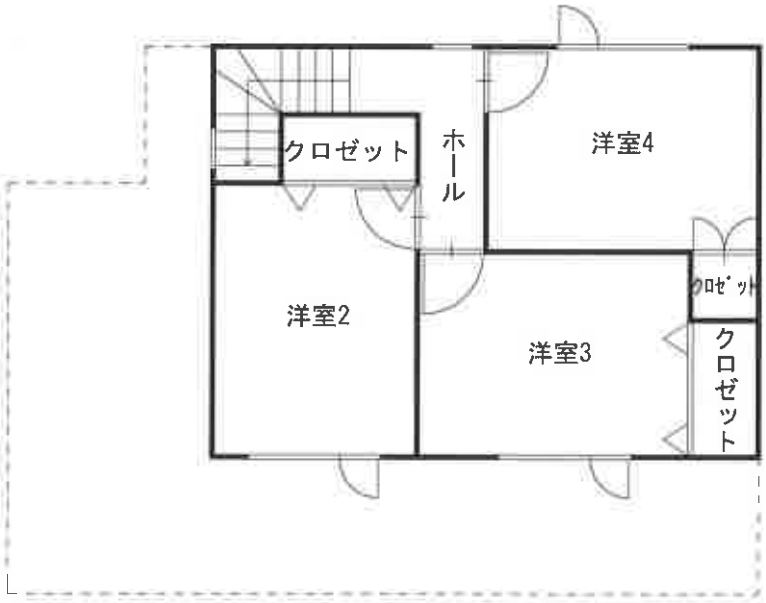
クロゼット
ホール
洋室4
洋室2
洋室3
クロゼット
クロゼット